

## 第155回統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年10月1日(木) 9:40～10:15

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸(委員長)、椿 広計(委員長代理)、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、  
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

### 【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課統計情報分析推進官、総務省政策統括官(統計基準担当)、  
厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)、

### 【事務局(総務省)】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官(統計基準担当)：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

(1) 統計委員会部会設置内規の改正について

(2) 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員並びに部会長の指名について

(3) 毎月勤労統計調査について

(4) その他

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第155回統計委員会を開催いたします。

本日は、嶋崎委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、委員会の運営に関する案件、毎月勤労統計調査についての説明とその他の案件がございます。

それでは、議事に入ります。統計委員会部会設置内規の改正についてです。これは7月の第153回統計委員会においてお伝えしましたように、第Ⅲ期基本計画に盛り込まれた統計作成プロセスの第三者監査の具体化を進めていくため、津谷部会長や事務局と相談の上、必要な体制整備について提案させていただくものです。

事務局から改正内容を説明してください。

○重里総務省統計委員会担当室次長 今回の委員長の御提案について、事務局から御説明

いたします。資料は、資料1とその後ろに参考を付けております。

資料1を御覧ください。点検検証部会の名称とその所掌事務を変更させていただこうという御提案です。

めくっていただきまして、資料1の参考ですが、統計作成プロセス監査の導入に向けた対応の背景として、第Ⅲ期基本計画において、統計行政改革推進会議統計行政新生部会の総合的対策を踏まえまして、統計作成プロセスに第三者のチェックを入れる、いわゆる第三者監査の導入が求められています。統計委員会における新たなミッションといたしましては、この統計作成プロセス監査の導入に向けて、要求事項と方針を取りまとめていくこととされています。

資料裏面を御覧いただきまして、具体的にどの部会で審議を進めていただくかということですが、この新たなミッションにつきましては、統計作成プロセスの水準の向上ということになっておりますので、統計作成プロセスや品質管理に精通している委員を中心に専門的・技術的見地から検討を行っていただくということが効果的・効率的であると考えます。この検討に当たりましては、これまで点検検証部会で再発防止策を取りまとめたいただけたわけですが、これはまさしく統計作成プロセスを適正化していくという観点からおまとめいただいた経緯もございますので、そういった経緯から申しましても、この点検検証部会をベースといたしまして、新たな部会で検討を進めていただくことが現実的ではないかと考えております。資料1の新たな部会の名称と所掌事務の変更については、統計委員会の決定ということになります。また、次の議事となりますが、これは委員長の御指名ということですが、所属委員を追加してはどうかということ併せて御提案するものです。

下のところに具体的な名称と所掌事務がありますけれども、これまでの点検検証部会は統計の品質向上という観点ではありましたが、まさしく点検検証を行うというミッションに絞った所掌事務になっていきますので、今般はまさしく統計作成プロセスの水準の向上という観点から部会の名称を統計作成プロセス部会とし、所掌事務も統計作成プロセスの水準の向上に関する事項ということで、改組をしてはどうかという御提案です。

メンバーにつきましては、次の議事となりますが、点検検証部会の所属委員には引き続き統計作成プロセス部会に所属いただき、新たに品質管理に精通した委員に加わっていただきます。右の下の括弧ですけれども、これまでの点検・評価の取組につきましても、新たな部会において引き続き所掌していただくということを考えております。

説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

萩野室長、どうぞ。

○萩野総務省統計委員会担当室長 念のため、資料1の統計委員会部会設置内規の改正案を御覧ください。今回の改正は統計委員会の新たなミッションに対応するために点検検証部会から統計作成プロセス部会に変更するとともに、その所掌事務について統計作成プロセスの水準の向上に関する事項とすることによって、審議体制の基盤を整備するものです。この変更に伴う他の部会への影響はございません。

以上です。

○北村委員長 それではただ今の提案について、何か御質問、御意見があればお願いいたします。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

先の残念な統計の不適切事案については、点検検証部会が本当に短期間に、真摯に、集中的に御議論をいただきました。本当に感謝いたします。その中で重視されてきた、まさに「統計作成プロセスの水準向上」に向けて、このたび部会を、発展的に名称も改めて設置し、取組を強化していくことに大いに賛同し、心強く思います。私は自治体の首長の経験者として、やはり「エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー（EBPM）」というのは、国のみならず自治体でも重要な課題になっています。その際、エビデンス、すなわち統計あるいは調査を適切に行い、適切なデータの活用が求められてくるわけですので、この「統計作成プロセス」の部会の取組によって、また統計委員会が提案していくことによって、国のみならず自治体にもあるいは調査に御協力いただいている民間企業等にも大変信頼度が増す取組になると思いますので、この御提案に賛同し、このことにつきまして、自治体等にもお知らせいただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○北村委員長 ほかに御意見ありますか。白塚委員。

○白塚委員 私も趣旨はいいと思いますけれども、念のため確認をさせてください。今までの不適切事案の発生防止と統計の品質向上というところは基本的にはこの統計プロセスの水準の向上にカバーされると思うのですが、今回、新しく名前と体裁を変えるとすることは、もっと前向きに品質向上により注力して、より良いものを考えていくという方向により重点を置くという理解でよろしいのでしょうか。

○北村委員長 何か事務局、ありますか。

○重里総務省統計委員会担当室次長 まさしくそういうことを考えているということですので、今までは平たく申しますと、悪いのは誰かというような観点がどうしても中心になってきたところですが、これからはやはり今ある現状の水準がどうかということを煮詰めた上で、それをよりよくしていくためにはどうしたらいいかといった観点からの視点を持って部会の御審議を進めていただければと考えております。

○北村委員長 よろしいですか。ほかに御意見、御質問ありますか。

それでは、統計委員会部会設置内規の改正案についてお諮りいたします。案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは案のとおり決定させていただきます。

それでは次の議事に移ります。部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員並びに部会長の指名についてです。統計委員会令第二条第二項及び第三項の規定により、部会に属すべき委員等と部会長は委員長が指名するとされております。つきましては、先ほど設置いたしました統計作成プロセス部会に所属する委員等については、資料2の記(一)のとおり

り、これまで点検検証部会に所属されていた委員等の全員に加え、独立行政法人統計センター理事長、日本品質管理学会会長を務められるなど、公的統計作成実務や品質管理に関する深い学識及び経験をお持ちの椿委員を指名させていただきます。また、統計作成プロセス部会の部会長は、点検検証部会の部会長をされていた津谷委員に引き続きお願いいたします。津谷部会長はじめ、統計作成プロセス部会に所属される委員の皆様、よろしくお願いいたします。

また、嶋崎委員におかれましては、事情により、資料2の記(二)のとおり、人口・社会統計部会の委員から指名を解くことといたします。

以上です。

それでは次の議事に移ります。毎月勤労統計について、本日は2つのテーマを取り上げます。最初は遡及推計作業についてです。既に主要な計数については8月11日に公表を終えていますので、本日は残る計数の公表予定について報告させていただきます。2つ目は調査対象事業所数の見直しです。現行の統計調査では、調査計画に記載された3万3,200事業所よりも少ない状況が続いております。本日はその対応について、御報告させていただきます。

それでは、厚生労働省からまとめて御説明をお願いいたします。

**○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当）** 厚生労働省でございます。

それでは、資料3に沿いまして、ただ今、委員長から御指摘のあった2点について説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、1ページと2ページの2枚で、今の2点も含めまして、これまでの経緯についてポイントを整理いたしました。平成31年の1月に報告しました毎月勤労統計の事案についての対応という流れになっております。平成31年1月に開催されました統計委員会で、厚生労働省における今般の事案の概要について報告させていただいたのが、資料1ページにあります3点です。1.は全数調査としていたところを一部抽出調査で行っていたということで、500人以上規模の事業所につきまして、全数調査でやるべきところを、東京都について抽出調査になっていたということが平成16年以降起きていたということで、その部分につきましては、2つ目の丸にありますように、3分の1程度の抽出になっていました。

続きまして、2.は統計的処理として復元すべきところを復元していなかったということで、500人以上規模の事業所について、東京都のみ他の道府県と異なる抽出率になっていたわけですが、そこについて集計する際に必要な統計処理、復元という処理ができていなかったために結果数値が適正になっていませんでした。それは499人以下規模の事業所でも一部同じことが起きていました。

3.は調査対象事業所数ですが、調査対象事業所数が調査計画よりもおおむね1割程度少なくなっていました。

資料の2ページになりますけれども、これらの報告をさせていただいた上で、統計委員会委員長より、平成31年1月22日付で厚生労働大臣に意見を頂き、その中で具体的に実施を求められた措置が、この3点です。1つ目が東京都の500人以上規模の事業所の全数調査

を可及的速やかに履行すること、2つ目が調査計画に記載された3万3,200事業所を対象とする調査を履行すること、3つ目が平成24年以降について復元に基づいた再集計値を主系列に切り替えることという3点です。これら意見への対応状況ですけれども、1番目の東京都の500人以上規模の事業所につきましては、令和元年6月から厚生労働省の直轄で全数調査を実施しております。2番目の調査対象事業所数については、本日御報告させていただきますが、令和3年と令和4年の2年間かけて、段階的に調査数を増加させて、3万3,200事業所とすることを考えております。これについては、後ほど資料でもう少し詳細に御説明いたします。3番目につきましては、平成24年以降の部分については、平成24年～29年について必要な復元を行った再集計値を平成31年1月11日に主系列として公表しているところです。御指摘いただいた具体的な措置には入っておりませんが、これ以前の16年～23年につきましては、再集計に必要なデータが一部ないので、その部分については推計方法を検討し、本委員会で御審議の下、推計を進めまして、令和2年8月11日に、時系列比較のための推計値として、まず主な推計結果についてe-S t a tに掲載させていただいたところです。まだ一部残っている推計結果については、この後、説明させていただきますけれども、統計委員会委員長から求められた具体的な措置につきましては、以上のとおり対応をさせていただいておりますことを、最初に御報告させていただきます。

それでは残る推計結果の公表予定と調査対象事業所数の見直しの2点につきまして、3ページ以降で御報告させていただきます。3ページ目の時系列比較のための推計値の公表につきましては、繰り返しになりますが、8月に産業計あるいは産業大分類、それから産業計を構成する産業中分類については、既にe-S t a tに掲載させていただいているところです。残っておりますそれ以外の産業中分類と産業小分類について、今般、推計作業が終わりましたので、公表させていただきたいと思っております。具体的な公表内容自身はその下の実数と指数の項目ですけれども、これは毎月勤労統計において毎月公表しているデータで、8月に公表いたしました大分類等のもと同じものです。それで、今般、それに加えまして、真ん中より少し下の白丸にありますけれども、その時系列比較の推計値から作成した平成16年から23年の指数と、それ以前の従来系列、さらに24年以降の本系列の指数を合わせて季節調整を実施した季節調整済み指数も今般、公表させていただきたいと考えております。公表につきましては、本日の統計委員会で御議論いただきまして、1週間程度を目途にe-S t a tに掲載と考えております。これで一般的な方に使用していただくデータはほぼ網羅的に推計値を公表できる段取りになりましたけれども、あと残っているものは、3の実数の年度データと賞与についてです。これについては、追加的な推計が必要になりますけれども、できるだけ速やかに作業を終了した時点で公表したいと考えております。

なお、4ページ以降は、今回公表する産業分類でして、4ページを御覧いただきますと、左の枠内は網かけになっており、これは既に公表済みのものです。今般、白くなっております真ん中の中分類の半分ほど、それから右側の小分類については、今般、公表するものです。これは25年改訂産業ですので、おめくりいただきまして、5ページの方はそれ以前の14年の改訂産業についても同じような形で今般公表させていただくことで考えておりま

す。

これが遡及推計の追加公表といいますか、残りの部分の公表の御報告です。

6 ページは、先ほど申しました調査対象事業所数 3 万 3, 200 事業所に対して、現在 1 割程度少なくなっている部分について解消するという流れです。昨年の 6 月に東京都を全数にした時点で 1, 000 事業所ほど追加しておりますので、あと 2, 000 事業所ほど不足しているのが現状です。これにつきましては、下の図で見ていただくと分かりますけれども、毎月勤労統計調査は、調査対象事業所をローテーションサンプリングで入替えを行っております。図に記載してありますが、ローテーション①、②、③の 3 グループあります。これは基本的には安定的な統計結果という意味で、それぞれ均等にしていきたいと考えておりますので、そういう形で追加を段階的に進めていきたいと考えております。あと事業所の入替えは基本的に各年 1 月にやっておりますので、そのタイミングで各ローテーショングループで増やしていきたいと思っております。順番がありまして、真ん中のローテーション②が令和 3 年 1 月に入替えになりますので、ここの時点で 700 事業所ほど追加し、ローテーション③につきましては、令和 4 年 1 月の入替え時期が来ますので、その時点で追加をさせていただきたい。それからローテーション①なのですけれども、これは更にもう 1 年先になるのですが、できるだけ早期にこの不足を解消したいと考えておりますので、ここにつきましては、ローテーション①のところピンク色で矢印を追加しておりますけれども、2 年調査グループというのを 1 つ作りまして、令和 3 年にそこの部分を 400 事業所追加して、それを最終的には 5 年 1 月でグループとして一致させるという形での追加をさせていただきます。これで結論的には令和 3 年 1 月と令和 4 年 1 月の 2 回に分けての追加になりますけれども、これらを実施することによって、調査計画に挙げております 3 万 3, 200 事業所の調査とさせていただきたいと考えております。なお、この調査対象事業所数の追加は、実際には都道府県に実施していただくものですので、都道府県の御協力の下、都道府県においても偏りのないよう調整いたしまして、この追加作業を進めさせていただきたいと考えております。

以上、私からの御報告でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、何か御質問ありますか。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 御説明ありがとうございます。

調査対象事業所数についてお伺いたします。昨年、東京都のサンプルが 1, 000 事業所増えたということで、現在 2, 000 事業所が不足しているとのことですが、3, 000 事業所、調査対象事業所数の 1 割が不足するようになったのは、この平成 16 年ぐらいと考えてよろしいのでしょうか。まずいつからこの 3, 000 事業所が不足していたのか。それから、不足していた事業所ですが、何か特定の事業所だったのか、例えば東京都が不足していた分の 3 分の 1 を占めていたわけですけれども、それ以外に従業員規模、あるいは産業や地域など、何か特定のバイアスがかかるような不足の仕方だったのか、それとも万遍なく不足していたのか、その辺りについて教えていただければと思います。特定のバイアスがかかるようでしたら、せつかく推計していただきましたけれども、また再推計みたいなことも起こり得

る可能性もあるかと思しますので、よろしくお願いたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。

まず、こちらの方で調べて確認できた範囲でのことになりますけれども、調査対象事業所数が少なくなっていたのは、一時にとりよりは段階的だったような感じではあります。平成8年以降という形で数字は見ております。実際、どうして少なくなったのかという明確なところは解明できていないのですけれども、実際問題としては、実際の予算でありますとか手間でありますとかという中で、一定程度、本来の必要な部分まで調査ができていなかったということかと思えます。ただ、各段階での選び方につきましては、都道府県なり産業なりで特定に偏るということはずに、必要な数を取るために万遍なくというか、無作為な形で取る作業は進めておりましたので、現行においても都道府県ごとの数で実際の事業所数に関しての偏りというのは起こしておりませんので、そういう意味では、今回は元に戻すに当たっても、まさにその形を比例的にといいますか、産業なり都道府県なりで本来あるべき姿に、数的に同じように戻すということで行っておりますので、それでこれまでも特定のなものにはなっていないし、今後についてもならないと考えております。

○北村委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○北村委員長 ほかに。白塚委員。

○白塚委員 サンプル数をできるだけ速やかに修復しようというのは正しい方向だと思いますし、是非頑張ってほしいと思います。これは確認ですが、令和3年1月に結局ローテーション②になる5,100事業所と①に追加になる400事業所という5,500事業所が新サンプルとして追加されるということになるわけですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 追加の数のことでしょうか。

○白塚委員 そうです。新規のサンプル。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 今、おっしゃった5,100事業所というのは新たに入れ替わるので、5,100事業所が入るという意味でおっしゃっているのでしょうか。

○白塚委員 来年の1月にはこのローテーション②の5,100事業所が入れ替わるのと同時に①として扱われる400事業所と合わせて5,500事業所がローテーションに入ることですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そうです。

○白塚委員 結構新規のサンプルの数が普通よりも多いわけですので、そのところの影響を、統計を接続するときにきちんとチェックした方がいいと思います。また、このローテーションが実質5,500事業所のうち、5,100事業所はローテーション②として3年やるのだけれども、残りの400事業所は2年間で打ち切るという扱いになるわけです。この振り分

けはどう考えるのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 基本的には、まず数が、1点目でおっしゃいましたトータルとして通常よりは少し多めになるということになりますので、ここでギャップがどのぐらい出るかというところはきちんと見た上で、その情報も公開させていただきたいと思います。2点目のローテーション②に入る5,100事業所とローテーション①に入る400事業所につきましては、これは全くランダムです。どちらの方に何か特定のものが偏るものではなく、ランダムに5,100事業所を選びますし、400事業所も選ぶという形になりますので、この2つについては差はないと考えております。

○北村委員長 よろしいですか。何かあれば、白塚委員。

○白塚委員 サンプリングの母集団として、本当は令和2年のところの1月に選択するはずだったものの中から400事業所を選ばなくてはいけないということですね。ローテーション②のところは、令和3年の母集団として認識されているものに対して5,100事業所を抽出するということですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 本来であれば令和2年のときの母集団という形になるというお話だと思いますけれども、理論的には多分そういう面はあるかと思いますが、現実的には、例えば、各組共通ではありませんけれども、一旦母集団としてサンプリングして、ただし何らかの事由で事業所が調査対象でなくなるとか、廃業するという場合には1年後に事業所の追加をやっておりまして、そういうイメージで考えております。ですから、遡って抽出するというよりは、抽出が必要になったこの時点で追加的な抽出を行うという形で、その点でのランダムサンプリングという考えでやっております。

○北村委員長 それでは宮川委員。

○宮川委員 どうもありがとうございます。

最後のスライド6のところですけども、確認ですが、最初にこのローテーションサンプリングの話をお伺いしたときに、3分割で回すというのは一時的で、そのうち2分割とかサンプルを2つに分ける形に収束させるというイメージだったような気がするのですけれども、これだと相当、ずっと3回に分けてローテーションを続けるということだったのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、ご質問について私の理解が少し違うのかもしれませんが、まず我々として進めるサンプリングは、3分の1を1事業所3年の期間において実施するというので、3年サイクルで3グループを回していくということは当初からの予定です。ただし、この移行に当たって、2分割にしてというのはありました。ですので、最初の時点は一気に3分の1ずつのことができないので、グループを分けて、2分割の部分を入れて、一旦終わると1年延長と2年延長というのを入れたというものとして、それを段階的に3分割に収束させていくという形にしておりますので、そういう意味では2で暫定的だったのを今回の今は3の形で、今後もこれでいくというものです。

○宮川委員 それでは、私が逆に記憶をしていたわけですね。どうも失礼しました。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） いえ、とんでもございません。

○北村委員長 移行をどうするかという話で、取りあえず2個にして、それを3個に分けていくという仕組みだったと思いますが、ただ、3万3,200事業所のうちの欠けている部分を更に追加ということは、ローテーションサンプリングを議論したときにはあまり考えていなかったもので、更に移行の問題が出てきたということでしょう。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そうですね。今回はこれの追加のために少し一時的なものがあったということです。

○北村委員長 はい。

ほかに御意見、御質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは取りまとめたいと思います。遡及推計作業については、産業中分類・小分類等のデータや季節調整済み指数などの公表が近日中に行われるとのこと。厚生労働省におかれましては、利用者に分かりやすい情報発信をお願いいたします。

次に、調査対象事業所数の見直しについてですが、今後2年間で調査計画に記載された3万3,200事業所に戻すとのことですので、この方針は妥当であると考えます。都道府県と協力しながら、適切に実施していただきたいと思います。

最後に、昨年から一連の審議で、毎月勤労統計については委員の方から様々な意見が出ております。厚生労働省にはこれらの課題に中長期的に取り組んでほしいと思いますので、今後の検討方針について、改めて説明していただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

先般開催されました統計幹事等を対象とした研修について、事務局から報告をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官付統計企画管理官 御参考として1点、口頭で恐縮ですが、御報告をさせていただきます。

去る9月3日、新任の統計幹事あるいは統計部門の管理職になった方々向けの研修会が開催されました。統計制度、再発防止の取組、統計の利活用などにつきまして、説明が行われたところです。統計委員会からも北村委員長や川崎委員に講師として御講義を頂きました。委員長からの講義の中では、統計幹事の役割などについてお話し頂きましたほか、7月に統計委員会から出していただきましたリソース建議についても説明頂きました。また、川崎委員からの品質確保・向上についてケーススタディーを交えてお話を頂いたところです。御参考ですけれども、御報告させていただきます。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

本日用意いたしました議題は以上のおりです。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、10月29日木曜日午前に開催する予定です。場所につきましては、別途御連絡いたします。

以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第155回統計委員会を終了いたします。